



労働かながわ

2018 11・12月号
No.716

最低賃金改正のお知らせ

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効力発生效年月日
神奈川県最低賃金	983円(前年比+27円)	平成30年10月1日

平成30年10月1日から、神奈川県最低賃金が時間額983円に改正されました。神奈川県最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られていますので、次の賃金は対象とはなりません。

- ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金(結婚祝金等)
- ③ 1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金(賞与等)
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

また、神奈川労働局では、中小企業・小規模事業者向けに各種支援や無料相談を実施しています。詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問合せください。



○神奈川働き方改革推進支援センター

- 【本所】 電話：045-307-3775
住所：横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センター 9階
- 【出張所】 電話：046-204-6111
住所：海老名市めぐみ町 6-2 海老名商工会議所内

○神奈川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

最低賃金についての問合せ先

- 神奈川労働局労働基準部賃金室 (☎ 045-211-7354)
- 神奈川県産業労働局労働部労政福祉課 労政グループ (☎ 045-210-5739)

かながわサポートケア企業募集!

県では、従業員の仕事と介護の両立に向けた職場環境の整備を行っている優良企業を「かながわサポートケア企業」と認証し、PRします。

<認証を受けるメリット>

- 1 神奈川県が企業をPR
- 2 自社の広報に認証マークを利用可能
- 3 入札参加資格登録における優遇措置

仕事と介護の両立に取り組んでいる企業を随時募集しております。詳細はホームページをご覧ください。

詳細：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ ☎ 045-210-5744



かながわサポートケア企業

主な内容

- 神奈川県最低賃金改正のお知らせ P. 1
- かながわサポートケア企業募集 P. 1
- 10・11月「労働相談強化期間」中における特別労働相談会等 P. 2
- 職場のハラスメント相談強化月間 P. 2
- 働き方改革企業担当者交流会 P. 3
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P. 3
- 若者のための労働法基礎講座 P. 3
- ベトナム語労働相談のご案内 P. 4

労働相談強化期間中！「特別労働相談会」「労働相談110番」などを開催します

県では、10月・11月を「労働相談強化期間」とし、「非正規労働者の雇止め対策」や「過重労働・若者の使い捨て撲滅」に向けて、相談会やセミナーを開催します。ぜひ、ご利用・ご参加ください。(県内各地での街頭労働相談会はP7掲載)

◆弁護士・カウンセラーによる特別労働相談会 ※無料・秘密厳守

日程	相談員・相談時間	会場・担当センター	予約・問合せ	備考
11月1日(木)、15日(木)	弁護士 13:30～16:30	かながわ労働センター 本所	045-662-6110	【予約制・来所相談のみ】 前日までに要予約
11月5日(月)、19日(月)	心理カウンセラー 13:30～16:30			
11月8日(木)	弁護士・キャリアカウンセラー 13:30～16:30	かながわ労働センター 川崎支所	044-833-3141	
11月12日(月)	弁護士・キャリアカウンセラー 15:00～18:00	小田急線・相模大野駅 南北自由通路	(問合せ:県央支所) 046-296-7311	(予約不要・当日受付)
11月14日(水)	弁護士 14:00～17:00	かながわ労働センター 湘南支所	0463-22-2711(代)	【予約制・来所相談のみ】 前日までに要予約

◆労働相談110番 ※無料・秘密厳守 ☎045-662-6110(直通)

開催日時:11月12日(月)～16日(金)9時～17時 相談員:かながわ労働センター職員

◎講座・セミナー ※無料・どなたでも受講できます。(先着順)申込等は、P7の「かながわ労働センター欄」電話番号へ。

会場:ひらつか市民活動センター(問:湘南支所)

最新情報「働き方改革」※1回のみ受講も可!

①11月14日(水) 18:30～20:30

企業にダイバーシティで恩恵を～女性、外国人、障がい者、高齢者の活躍推進など～

②11月16日(金) 18:30～20:30

同一労働同一賃金の導入について～雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保～

③11月22日(木) 18:30～20:30

長時間労働の是正について～時間外労働の上限規制の導入など～

④11月27日(火) 18:30～20:30

有期労働契約の無期転換における実務からの考察について～非正規労働者に関する法など～

会場:県藤沢合同庁舎(問:湘南支所)

労務管理セミナー(企業向け 働き方改革対応セミナー)

11月21日(水) 13:30～16:30

第1部 「働き方改革」について

第2部 「同一労働同一賃金」の内容と導入について

会場:サニープレイス座間(問:県央支所)

11月27日(火) 15:00～17:00

短時間でマスター!新たな“労働時間の上限規制”

12月は「職場のハラスメント相談強化月間」です

県では、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」と位置づけて、弁護士による「特別労働相談会」や「職場のハラスメント相談110番」、講演会・セミナーなどを開催します。ぜひ、お気軽にご利用・ご参加ください。

◆弁護士による特別労働相談会【事前予約制・来所相談】 ※無料・秘密厳守

日程	相談員・相談時間	会場	予約電話	備考
12月3日(月)	弁護士 13:30～16:30	14:00～17:00	かながわ労働センター 湘南支所	【予約制・来所相談のみ】 前日までに要予約
12月4日(火)、7日(金)			かながわ労働センター 本所	
12月5日(水)			かながわ労働センター 県央支所	
12月6日(木)			かながわ労働センター 川崎支所	

※各会場では、かながわ労働センター職員による相談も行います。(来所・電話のいずれの相談も可)

◆職場のハラスメント相談110番 ※無料・秘密厳守 ☎045-662-6110(直通)

開催日時:12月17日(月)～21日(金)9時～17時 相談員:かながわ労働センター職員

◎講演会・セミナー ※無料・どなたでも受講できます。(先着順)申込等は、P7の「かながわ労働センター欄」電話番号へ。

会場:川崎市産業振興会館(問:川崎支所)

12月3日(月) 14:30～16:30

働き方改革総点検～ハラスメント・労働時間・同一労働同一賃金～

会場:かながわ労働プラザ(問:本所)

12月13日(木) 14:00～17:00

最新の情報を踏まえたハラスメントの予防と対応の実務～セクハラ、パワハラ、マタハラなど～

働き方改革企業担当者交流会

「仕事と介護の両立を支援できる管理職とは」

管理職は部下の仕事と介護の両立支援のキーパーソンですが、介護していることを上司に明かしていないという人は少なくありません。両立を可能にする上司と部下の関係についてセミナーとグループワークを開催します。

日時：平成30年11月28日(水)10:00～12:00

会場：川崎市役所第4庁舎4階第6会議室 川崎市川崎区宮本町3-3 (JR川崎駅・京急川崎駅より徒歩約10分)

講師：独立行政法人労働政策研究・研修機構 主任研究員 池田 心豪氏

対象：県内事業所に勤務する管理職等

申込：以下のホームページよりお申込みください。

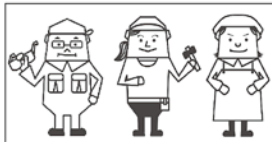
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

締切：11月19日(月)※締切後も空きがある場合にはお申込みできます。

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ ☎045-210-5746

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

会社を強くするスキル。

あなたを強くするスキル。

【セミナー例】★工業技術分野「3Dプリンタ入門(夜間開催)」「被覆アーク溶接(上級)」「リレーシーケンス基礎」「表計算ソフトの関数テクニック(請求書、賃金計算書編)」等

★建築技術分野「フリーソフトを使用した建築CAD入門STEP1(コマンド操作)」「ビル設備管理技術者基礎講習」等様々なセミナーを実施しています。

申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

スキルアップセミナーのホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

問合せ先 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 ☎045-210-5715

～安心して働くために～

知って役立つ！若者のための労働法基礎講座

無料

若者がいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」から自分の権利を守り、健康に働き続けるために、知っておくべき労働法等の基礎知識をわかりやすく解説します。就職活動中の方、就労支援担当者、人事労務管理担当者の方などは是非ご活用ください。



◆講師：法政大学法学部 教授 沼田 雅之先生

日 時	会 場	定 員
平成30年12月9日(日) 14:00～16:00	藤沢市役所5階 5-1・2会議室 (藤沢市朝日町1-1)	40名
平成31年2月23日(土) 14:00～16:00	神奈川県立かながわ労働プラザ3階 多目的ホール(横浜市中区寿町1-4)	100名
平成31年3月2日(土) 14:00～16:00	ユニコムプラザさがみはら セミナールーム1 (相模原市南区相模大野3-3-2)	40名
平成31年3月9日(土) 14:00～16:00	川崎市立労働会館(サンピアンかわさき)2階 第3交流室(川崎市川崎区富士見2-5-2)	40名

申込み・問合せ先：(公財)神奈川県労働福祉協会(神奈川県からの受託事業者)

☎045-633-5410 FAX 045-633-5412

申込フォームはこちら



ベトナム語による労働相談をスタートしました。(相談は電話または面談、予約不要)

かながわ労働センターでは、外国籍県民の方々からの労働条件をめぐるトラブル等の相談に対応するため、外国人労働相談を実施しています。

この度、近年急激に増加しているベトナム人労働者を対象としたベトナム語労働相談も開設しましたのでお知らせします。

○実施日時・場所

- (1) 日時：毎月第2・第4木曜日（祝日・年末年始は休み）13時から16時まで
- (2) 場所：かながわ労働センター本所（横浜市中区寿町1-4）かながわ労働プラザ2階）
- (3) 電話：045-633-2030（相談は予約不要）

○かながわ労働センターの外国人労働相談窓口

言語	相談窓口	相談日時	直通電話
中国語	かながわ労働センター本所 (横浜市中区寿町1-4)	毎週金曜 13時から16時	045-662-1103
ベトナム語(NEW)	かながわ労働センター本所 (横浜市中区寿町1-4)	毎月第2・4木曜 13時から16時	045-633-2030
スペイン語	かながわ労働センター本所 (横浜市中区寿町1-4)	毎月第2・4水曜 13時から16時	045-662-1166
	かながわ労働センター県央支所 (厚木市水引2-3-1)	毎週木曜 13時から16時	046-221-7994
ポルトガル語	かながわ労働センター県央支所 (厚木市水引2-3-1)	毎週月曜 13時から16時	046-221-7994

問合せ先 かながわ労働センター本所 ☎045-633-6110
県央支所 ☎046-296-7311

かながわ労働情勢 7 8 9 月

I 神奈川労連第34回定期大会

神奈川県労働組合総連合(住谷典議長、約79,000人)は、9月9日に建設プラザかながわにおいて、代議員、来賓等174名が出席し、第34回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 要求実現との両輪で組織の拡大強化
- 2 要求を集め、議論し、実現をめざす
- 3 憲法改悪阻止、まともな働くルールの確立、政治を変える

【役員の名】

議長 住谷 和典(県国公)
副議長 安部 栄子(生協労連)
// 伊藤 東一(建交労)
// 柏木 哲哉(医労連)
// 吉良 比呂志(建設労連)
// 杉沢 隆宣(年金者組合)
// 高橋 輝雄(自治労連)
// 横関 克弘(全労連・全国一般)
事務局 山田 浩文(幹事会)

II 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第356回五役会、第329回執行委員会】

7月24日、第356回五役会、第329回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更・各種委員の推薦等および役員の任務分担・専門委員会等の委員(見直し)について
- 2 政治活動の取組について
- 3 連合関東ブロック2018政策フォーラムへの参加について
- 4 西日本豪雨災害に向けたカンパ活動の要請について
- 5 その他

【第357回五役会、第330回執行委員会】

8月28日、第357回五役会、第330回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 「連合神奈川2019地域ミニマム運動」の実施について
- 4 2019年4月任命労働審判員の選出対応について

■神奈川労連

【第10回幹事会】

8月1日、第10回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第3回評議員会への議案
- 2 第34回定期大会の運営について
- 3 安倍改憲NO!全国統一署名の取組の継続・強化
- 4 最低賃金引き上げの取組

【第11回幹事会】

8月29日、第11回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織集会の開催について
- 2 地域労組協議会の新体制確立と発展強化
- 3 改悪労働法制を職場に入れさせない取組
- 4 沖縄県知事選挙の取組について

III 主要労組の定期大会

■電機連合神奈川地方協議会

電機連合神奈川地方協議会(小島隆洋議長、約59,000人)は、8月30日にワークピア横浜において、代議員、来賓等約200名が出席し、第66回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 生活の質的向上をめざす運動
- 2 雇用を守り経営対策を強化する運動
- 3 組織強化、拡大、充実をはかる運動
- 4 政策・制度の実現と政治活動の強化をはかる運動
- 5 その他

【役員の名】

議長 小島 隆洋(東芝労組横浜支部)
副議長 伊藤 恒雄(日本電気労組中研・神奈川支部)
// 奥村 知弘(日立労組神奈川西支部)
// 京念 英幸(パナソニックオートモーティブ労組)
// 杉山 徹(富士通労組プロダクトグループ)
// 及川 政昭(三菱電機労組鎌倉支部)
事務局 佐藤 信也(日立労組ソフト支部)
事務局次長 松澤 直(日本電気労組中研・神奈川支部)

■相模地域労働組合総連合

相模地域労働組合総連合(座間恵一議長、約

4,000人)は、8月26日、相模原市立総合学習センターにおいて、代議員、来賓等約30名が出席し、第24回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 要求に応え、仲間を広げ組織拡大を
- 2 相模労連の運動を支える「機関会議」と「財政確保」および「学習」
- 3 春闘・賃金闘争、メーデー
- 4 社会保障・税金闘争
- 5 「人間らしく生き働く」ルールの確立
- 6 憲法闘争・平和

【役員の名】

議長 座間 恵一(神奈川土建・相模原支部)
副議長 中村 直敏(医労連・北央医療生協組合)
事務局 二木柳 正樹(相模労連・相模地域合同労組)
事務局次長 中間 忠良(神奈川土建・相模原支部)
// 原口 哲治(相模労連・相模地域合同労組)

■三浦地区労働組合協議会

三浦地区労働組合協議会(新倉正義議長、約460人)は、7月27日、三浦市役所第2分館において、代議員、来賓等12名が出席し、第50回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 地域の労働者・労働組合の結集強化と、労働者の権利や賃金労働条件の維持向上に向けた運動を進める。
- 2 三浦市が「ビキニ事件」で甚大な被害を受けた歴史を持ち、「核兵器廃絶平和都市」を宣言した自治体であることを踏まえながら、核兵器廃絶、平和憲法擁護、その他平和な地域や世界の実現に向けた運動を進める。
- 3 市民と共同しながら、市民がいきいきと幸せに暮らすことができる社会づくりに向けた運動を進める。

【役員の名】

議長 新倉 正義(全労連全国一般横須賀三浦地協)
副議長 阿部 久(神奈川県職労三浦半島支部)
// 松本 智之(三浦市職労)
事務局 川原 直樹(三浦市職労)

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が2件(10件)、終結は1件(13件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(19件)、終結は2件(23件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成30年の累計件数です。

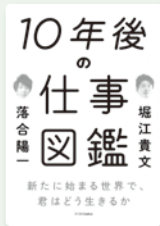
調整事件一覧(8・9月申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	株式会社(情報通信業)	平成30年5月31日	・未払賃金の支払い	平成30年8月10日	解決
申請	平成30年(調)第9号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業、娯楽業)	平成30年8月6日	・配置転換の撤回 ・休業補償 ・無期雇用転換		
	平成30年(調)第10号事件	あっせん	労働組合	一般社団法人(医療、福祉)	平成30年9月4日	・賃金差別の解消 ・誠実団体交渉実施		

不当労働行為事件一覧(8・9月申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成30年(不)第7号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年3月29日	・採用拒否の撤回 ・バックペイ ・謝罪文の掲示	平成30年8月28日	関与和解
	平成28年(不)第22号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成28年9月13日	・出勤停止等命令の撤回 ・出勤停止等命令の発令禁止 ・ビラ配布に関して組合員の関与を捏造する行為の禁止 ・組合員に対する不当な圧力の禁止 ・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	平成30年9月27日	一部救済
申立て	平成30年(不)第15号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成30年8月7日	・誠実団体交渉実施 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第16号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年8月22日	・配置転換命令等に係る原状回復 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第17号事件	労働組合	合同会社(建設業) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	平成30年8月29日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第18号事件	労働組合	有限会社(卸売業、小売業)	平成30年9月7日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・賃金減額等の禁止 ・支配介入の禁止 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第19号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(建設業)	平成30年9月18日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・謝罪文の掲示		

図書紹介



10年後の仕事図鑑
 新たに始まる世界で、君はどう生きるか
 落合 陽一・堀江 貴文
 出版社 SBクリエイティブ
 AIが台頭してくる中、AIに価値を「奪われる」人、AIで価値を「生み出す」人に分かれてゆきます。経営者の立場から、将来無くなる仕事や減る仕事、さらにAIを作る立場から、生まれる仕事や伸びる仕事を紹介してゆきます。激動の時代を生きてゆく読者へ、これからの働き方、会社の未来、会社員の将来、「働くこと」の未来、就職・就活の未来、お金の未来などを語ります。



誰が日本の労働力を支えるのか?
 野村総合研究所 寺田 知太 + 上田 恵陶奈
 + 岸 浩稔 + 森井 愛子
 出版社 東洋経済新報社
 「F」or「D」ー「一億総活躍社会」が実現してもなお、日本では深刻な労働力不足が進むと予測される。外国人労働力(Foreign workforce)とデジタル労働力(Digital workforce)は日本を救えるのか?本書は野村総合研究所の2030年研究室が実施してきた未来予測プロジェクトの成果をまとめたもの。F・D労働力の現状と展望を踏まえ、2030年にありうる社会を小売・物流・ヘルスケアの3分野から11のシナリオでシミュレーションする。

シリーズ **実務に役立つ労働判例**

長期連続休暇と使用者の時季変更権時事通信社事件

最高裁判所 第三小法廷 平成4年6月23日(労働判例613号6頁)

1 事実の概要

X(原告、控訴人、被上告人)は、昭和42年4月に通信社Y(被告、被控訴人、上告人)に雇用され、社会部に所属し記者として勤務していました。Xは、53年4月から科学技術庁(当時の科学技術記者クラブ)に常駐し、科学技術の記事を担当していました。同記者クラブに配属されていたA記者が退社したため、54年4月からは、Xの単独配置となりました。

Xは、昭和55年当時、前年度からの繰越日数20日を加えた40日の年休日数を有していたので、同年6月23日、社会部長Bに、同年8月20日頃から約1ヶ月間の年休を取って、欧州の原子力発電問題を取材したい旨を申し入れ、休暇及び欠勤届を提出しました。Yは、8月22日から9月5日までの休暇は認めましたが、9月6日から20日までの期間については時季変更権を行使しました。Xは当初申出通り休暇をとり、9月6日から20日まで出社しなかったため、Yは上長の指示命令に違反したとして譴責処分としました。これを不服としてXが提訴。1審(東京地判昭62.7.15)は、Yの時季変更権の行使を適法とし、Xの請求を退けましたが、原審(東京高判昭63.12.19)は1審判決を取消し、Xの請求を一部認容したため、Yが上告しました。

2 判決の要旨

原判決破棄差戻し

(1) 労働者が長期かつ連続の年次有給休暇を取得しようとする場合においては、それが長期のものであればあるほど、使用者において代替勤務者を確保することの困難さが増大するなど事業の正常な運営に支障を来す蓋然性が高くなり、使用者の業務計画、他の労働者の休暇予定等との事前の調整を図る必要が生ずるのが通常である。

しかも、使用者にとっては、労働者が時季指定をした時点において、その長期休暇期間中の当該労働者の所属する事業場において予想される業務量の程度、代替勤務者確保の可能性の有無、同じ時季に休暇を指定する他の労働者の人数等の事業活動の正常な運営の確保にかかわる諸般の事情について、これを正確に予測することは困難であり、当該労働者の休暇の取得がもたらす事業運営への支障の有無、程度につき、蓋然性に基づく判断をせざるを得ないことを考えると、労働者が、右の調整を経ることなく、その有する年次有給休暇の日数の範囲内で始期と終期を特定して長期かつ連続の年次有給休暇の時季指定をした場合には、これ

に対する使用者の時季変更権の行使については、右休暇が事業運営にどのような支障をもたらすか、右休暇の時期、期間につきどの程度の修正、変更を行うかに関し、使用者にある程度の裁量的判断の余地を認めざるを得ない。

もとより、使用者の時季変更権の行使に関する右裁量的判断は、労働者の年次有給休暇の権利を保障している労働基準法39条の趣旨に沿う、合理的なものでなければならないのであって、右裁量的判断が、同条の趣旨に反し、使用者が労働者に休暇を取得させるための状況に応じた配慮を欠くなど不合理であると認められるときは、同条3項ただし書所定の時季変更権行使の要件を欠くものとして、その行使を違法と判断すべきである。

(2) 社会部内において前記の専門的知識を要するXの担当職務を支障なく代替し得る記者の確保が困難であった昭和55年7、8月当時の状況の下において、Yが、Xに対し、本件時季指定どおりの長期にわたる年次有給休暇を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」に該当するとして、その休暇の一部について本件時季変更権を行使したことは、その裁量的判断が、労働基準法39条の趣旨に反する不合理なものであるとはいえず、同条3項ただし書所定の要件を充足するものというべきであるから、これを適法なものとするのが相当である。

3 解説

年次有給休暇の権利は、労基法39条1、2項の要件の充足により生じ、労働者がその有する年休日数の範囲内で始期と終期を特定して時季指定をしたときは、使用者が適法な時季変更権を行使しない限り、年休が成立して当該労働日における就労義務が消滅します。使用者は、できる限り労働者が指定した時季に休暇を取得することができるように、状況に応じた配慮をしなければなりません。

本件は、労働者の長期休暇の時季指定に対する、使用者の時季変更権の行使の判断枠組みを示したリーディングケースとされています。長期連続休暇の時季指定に当たり、労働者も使用者の業務計画、他の労働者の休暇予定等との事前の調整を図る必要があり、そのような調整を経ずに時季指定を行った場合には、使用者には、事業運営への支障の有無、程度につき、蓋然性に基づく判断をせざるを得ないとしました。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村 あしがら から特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊3食 9,720円~(税込)
特典:翌日の昼食付き
翌日10:00~15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室となっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

かながわ労働センターだより

センターに寄せられた労働相談事例

Q 零細企業の運送会社に勤務しているトラック運転手です。入社した時から労働時間が長く、1日20時間近く拘束される日もありました。休憩も十分に取れません。

休日もほとんど寝て過ごすことが多く、疲れが取れないまま、また仕事に出かけるといったことの繰り返しです。このままでは過労死してしまいそうで、自分から退職した方がよいのではないかと毎日考えてばかりいます。



A トラック運転者等の運送業に携わる労働者は、取引先・顧客からの短い納期での依頼、長距離運転等の業務の特性等から、長時間労働の実態も見受けられますが、疲労による体調不良が原因となって交通事故や災害を発生させることがないように、厚生労働省では、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)を定め、労働の実態を考慮し、一般労働者とは異なる労働時間や休憩期間などの基準を設けています。例えば、トラック運転者についての主な基準は、次のとおりです。

①拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間)は、1か月原則293時間以内、1日原則13時間以内で延長する場合でも16時間が限度であること、②勤務終了後、継続8時間以上の休憩期間(勤務と勤務の間の自由な時間)を与えること、③運転時間は2日間平均で1日9時間以内、2週間平均で1週間44時間以内であること、④連続運転時間は4時間が限度であること(これらの基準には、特例もあります。内容の詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されている「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」で確認してください。)

長時間労働による「過労死」のご心配をされている深刻な状況であることから、労働時間(運転時間、拘束時間)が確認できる運行記録、業務日報、タイムカード等の証拠書類(コピー、メモ等)を持参のうえ、早急に最寄りのかながわ労働センター又は労働基準監督署にご相談ください。具体的な証拠があれば、労働者からの申告に基づいて、労働基準監督署から会社を指導してもらうこともできます。

《 11月の街頭労働相談会 》※無料・秘密厳守

日 時	会 場	問	
11月2日(金)	10:00~16:00	鎌倉市役所	本所
11月5日(月)	11:00~17:00	小田急線・相武台前駅	県央
11月5日(月)、6日(火)	各日12:00~19:00	京急線・上大岡駅	本所
11月8日(木)	11:00~17:00	小田急線・伊勢原駅	湘南
11月9日(金)	12:00~16:00	三浦市南下浦市民センター	本所
11月12日(月)	11:00~19:00	小田急線・相模大野駅	県央
11月13日(火)	10:00~16:00	逗子市役所	本所
11月16日(金)	11:00~17:00	多摩区役所	川崎
11月20日(火)	11:00~17:00	イオンモール大和	県央
11月20日(火)	11:00~18:00	ハルネ小田原	湘南
11月22日(木)	10:30~16:30	横須賀モアーズシティ	本所
11月29日(木)	11:00~17:00	ららぽーと湘南平塚	湘南

* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

* メールでの労働相談にもお応えしています。

かながわ労働センター メール労働相談

検索



全労済のこくみん共済

ZENROSAI NEWS

広告

個人延命生命共済・子ども定期生命共済・長年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長寿生命共済

総合保障 死亡から入院・通院の保障まで幅広く備えたい。

総合タイプ

月々の掛金

1,800円

加入できる方

満15歳～満59歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

■主な保障内容

交通事故で死亡・
重度の障がい 1,200万円

交通事故入院
(5日以上連続して入院した
とき1日目から最高180日分)

日額 10,000円

医療保障 入院や手術の医療費負担にしっかり備えたい。

医療安心タイプ

月々の掛金

2,300円

加入できる方

満0歳～満59歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

■主な保障内容

先進医療
最高 600万円

入院(1日目から最高180日分)
日額 6,000円

手術
1回につき 60,000円

保障のことなら

全労済

神奈川推進本部

全国労働者共済生活協同組合連合会 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。14185006

上記の保障内容は制度の概要を説明したものです。ご契約の際には「パンフレット」「ご契約のてびき」を必ずご覧ください。

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。

〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]



ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

広告

iDeCoは3つのタイミングで税制優遇 (拠出時) (運用時) (受取時)

〈中央ろうきん〉のポイント

POINT 1	POINT 2	POINT 3
<p>✓ 選びやすい商品!</p> <p>シンプルかつ低コストの商品ラインアップ!</p>	<p>⚠ うれしい期間限定特典!</p> <p>〈中央ろうきん〉 iDeCo特割キャンペーンを延長!</p>	<p>▶ 分かりやすい動画コンテンツ!</p> <p>ろうきんiDeCo スペシャルサイトをチェック!</p>

iDeCoの運用商品ラインアップや期間限定特典等は「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」でチェック!

〈iDeCo〉のご加入に関するお問い合わせは・・・

2018年10月1日現在



<https://rokin-ideco.com/chuo/>

ろうきん 育てる年金

検索



ろうきんiDeCo専用コールセンター TEL:0120-320-615

平日:午前9時～午後9時 土日祝・振替休日:午前9時～午後5時
(年末年始、ゴールデンウィークの一部およびメンテナンス日は休業)

労働かながわ

平成30年11月1日発行 第716号

発行所／神奈川県産業労働局労働部労政福祉課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームをご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。